

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課への要望書の提出について

当協会の事業運営につきましては日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内の通り、令和4(2022)年6月に、政府はデジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に進めるデジタル臨時行政調査会で、法律や政令などで義務づけられている対面、目視の点検などの規制の一括見直しプランを決定しました。

プランでは、令和7(2025)年までの3年間を集中改革期間として、対面での手続きや作業などのアナログ規制を、法改正などにより撤廃することにし、まずは、約4000項目についてデジタル技術を活用して見直す方針が決まり、簡易専用水道の定期検査はこの見直し対象となっております。(現在は「FD等の記録媒体を指定する規制」等を含め約1万条項についての見直し方針となっております。)

これを受けて給衛協では、デジタル化対策検討会(座長：柳橋泰生先生)を2度にわたり開催し、また、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課とも協議の上、要望書の内容を検討して参りました。最終的な要望書は、令和5(2023)年1月27日に厚生労働省生活衛生・食品安全審議官、水道課長及び水道水質管理官あてに、簡易専用水道検査について、これまでの検査方法と検査頻度の維持及び小規模貯水槽の検査の拡大、検査機関のサポートによる点検業務の強化について盛り込み提出いたしました。

また、令和4(2022)年9月には「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえた次の感染症危機に備えるための対応策」の中で広域水道の整備と水道施設の管理行政及び貯水槽管理に関する行政は厚生労働省から国土交通省に、水質基準の策定等の業務は環境省へ令和6(2024)年4月を目標に移管することが盛り込まれました。

給衛協では、これについても要望書を提出するべく、理事・監事の皆様からご意見をお聞きした上でこれらをまとめ、デジタル化に関する要望書と同様、審議官、水道課長、管理官あてに、同じく令和5(2023)年1月27日に提出いたしました。